



【図表1】夫死亡時の相続人が妻と夫の兄弟のみの事例



「我が家には大した財産はないんだから、遺言書なんて必要ない」と思う人もいるでしょうが、実際には財産の額や家族仲に関係なく、遺言書があったほうが家族は困らずに済むケースもあります。私は行政書士として多くの家族の相続の場面に立ち会ってきましたが、実務を行っていると、対策不足と知識不足が原因で、相続人ともめてしまったりソンをしたり、困ったりしている人を見聞します。大抵そのような人が言うのは、「もつと早く知っていたら……」「そんなの知らなかった」という後悔の言葉です。

そこで今回は、遺言書があるとよいケース、作成するとしたら注意点は何かなどについて解説しますので、まずは「我が家に遺言書は必要なのか」を知り、必要であれば対策をしてほしいと思います。

ちなみに「遺書」と「遺言書」は同一と思っ  
ている人がいますが、遺書は死期が迫った人などが気持ちを残すもので、遺言書は自分の死後に財産をどう分けるかなどを法律の定める方式に則って作成するものです。

>>> 家庭経済

# 遺言書の作成と終活のススメ

いざという時にあわてない相続と終活 第4回

## 遺言書があるとよいケース

まず、遺言書があるとよいケースは大きく次の3つです。

- ① 話し合いで分け方を決めるのが難しいなど「遺産分割が大変になる」
  - ② 判断力のない人や音信不通な人がいるなど「相続手続きがスムーズに進まない」
  - ③ ①②に該当するわけではないけれど「誰に何を渡すのか決めておきたい」
- もちろん、①と②の両方が含まれているものもあります。主に【図表2】のケースが該当します。

## 遺言書がないとどのような問題が生じるのか

では、遺言書がないとどのような問題が生じるのか、2つの事例で見てみましょう。

1つ目は、夫死亡時の相続人が、妻と夫の兄弟という事例です【図表1】。夫の遺産をどう分けるのか、妻と夫の兄弟で決めなければなりません（「遺産分割協議」と



相続・終活コンサルタント / 行政書士 明石 久美

いう。この場合、妻は夫の兄弟から自宅を売却して遺産を分けるよう言われたり、自宅以外の預貯金すべてを渡すことになる可能性もあります。そうなれば、妻は生活に困窮するかもしれません。

しかし、夫が「妻に全財産を相続させる」といった内容の遺言書を作成していれば、すべて妻が相続できます。なぜなら、夫の兄弟には「自分も相続人だから最低限の遺産をもらう権利がある」といった「遺留分」の主張ができる権利はないからです。

2つ目は、夫死亡時の相続人が、認知症で判断力のない妻と、長女、長男の事例です。なお、妻には後見人（財産管理や契約手続きを行う人）はついていないものとします。

判断力のない妻は遺産を分ける話し合いができませんし、遺産分割協議で全財産を妻に相続させるには、遺産の分け方を記載した書面（遺産分割協議書）に妻の署名と押印、印鑑登録証明書が必要です。しかし、妻自身ではできないので、代理人を立てなければなりません。

妻に後見人がいない場合は、家庭裁判所



## 【図表2】遺言書があるとよいケース

ケース	理由
配偶者の違う子がいる 認知している子がいる	円滑な話し合いが難しい、分け方を決めておきたいなどの場合は遺言書があるとよい
子がいない *	兄弟姉妹が相続人になるケースは、遺産分割や相続手続きがスムーズに進みにくい
相続人がいない *	入院費、葬儀代など費用の精算をする人がいない。財産が国に移管される手続きは自動的になされない
判断力に不安のある家族がいる *	遺産分割協議ができないため、家庭裁判所に選んでもらった専門家が代理人として行うことになる
居所不明な人や 交流がない人がある *	その人が遺産分割協議できない場合は、家庭裁判所に選んでもらった専門家が代理人として行うことになる
未成年の子がいる *	家庭裁判所に選んでもらった代理人が行うことになる
国外に住んでいる人がある	手続きがスムーズに進まない
相続人や財産の数が多 土地が多く現金がほぼない	財産が欲しい・要らない、平等に分けられずにもめそうな場合は遺言書があるとよい
相続させるものを決めておきたい	自宅の土地と建物を長男に、預貯金は長女へなど指定したい財産があるなら
相続人以外に財産を渡したい	孫や長男の嫁にあげたい、慈善団体へ寄付したいなど

に後見人を選んでもらうための「申し立て」をしなければなりません。しかも選ばれた後見人（この場合、弁護士や司法書士などが選ばれる可能性が高い）は、自由な分割ができません。妻を代理して行う場合、法律で定められた分（この事例では妻の法定相続分2分の1）を主張しなければならなりません。また、後見人への報酬も必要になります。相続の手続きが終わった後も、

## 【図表3】遺言書種類のメリットデメリット

種類	メリット/デメリット
自筆証書遺言	【メリット】 ・費用がかからない ・いつでも作成できる
	【デメリット】 ・手書きで作成しなければならない（日付、署名、押印も必要） ・方式不備で無効になるおそれがある ・書かせた、筆跡が違うなど、有効・無効争いの可能性がある ・遺言書が発見されない可能性がある ・無効、紛失・隠匿、偽造のおそれがある※ ・内容に不備があり、遺言執行（手続き）できないおそれがある ・遺言者の死後、遺言書の検認（偽造変造防止手続き）が必要※ ※法務局に遺言書を預けていない場合
公正証書遺言	【メリット】 ・本人の意思が明確 ・紛失、偽造のおそれがない ・検認が不要 ・相続手続きがスムーズに行える
	【デメリット】 ・費用がかかる（公証役場への支払い） ・証人2名以上（利害関係者以外の人）が必要

この後見人は妻が亡くなるまで財産管理等を行います。なお、後見人への基本報酬は、妻の財産額などから家庭裁判所が決めます（月額2〜6万円）。

このように、遺産分割ができない人（行方が分からない人、未成年者も含む）が相続人の中にいるケースでは、遺言書で遺産の分け方と遺言執行者（遺言書どおりに手続きする人）の指定をしていけば、遺言執行者が単独で手続きを行えるため、遺産分割ができない人を介入させずにすることも可能です。とは言え、財産管理ができない人のその後の財産管理や、その人が亡くなった時のことは別途考える必要があります。

### どの遺言書で作成するとよいか

よく使われる遺言書は、遺言者本人が自筆で全文を書く「自筆証書遺言」と、遺言者が公証人に口頭で遺言の内容を伝え作成してもらう「公正証書遺言」です。それぞれの主なメリット・デメリットは【図表3】のとおりです。

遺言書で一番大切なのは、「遺言書どおりに手続きができる遺言書であること」です。作成さえすればよいわけではありません。費用面の問題から自筆証書遺言で作成する人は多くいます。しかし、筆者が確認した遺言書のほとんどは内容に不備があり、遺言書としては有効だけれど、遺言書だけでは手続きが完結できないものばかりです。つまり、「中途半端な遺言書」が多いのです。

例えば「家と家財一式を妻に相続させる」と書いてあったらどうでしょう。家の特定ができなければ、妻に名義変更できません。また、家財とは家具などであ

【図表4】自筆証書遺言（例）

遺言書を開封する際に参加するであろう親族各人への想いを末尾に書き添えておけば、遺された親族に、被相続人が遺言書に込めた想いが伝わりやすいだろう。

もし、**自筆証書遺言**で作成するなら、**相続業務**を行っている**専門家にアドバイス**してもらった上で作成したほうが無難です。そして、できれば、その遺言書は遺言者の居住地を管轄する**法務局に保管**してもらったほうが、**遺言執行**する際にスムーズです。遺言者自身が**法務局**に向かなければなりません。が、**自筆証書遺言書保管制度**により

り、預貯金などは対象外です。預貯金などの分割は、相続人全員で決め、遺産分割協議書に署名等をもたらった上で手続きすることになります。

## 全文自筆で書くこと

## 遺言書（例）

第1条 次の不動産を、妻・相続花子（昭和22年2月2日生）に相続させる。  
↓**不動産の住所を書く（固定資産税の明細を参照）**

・千葉県松戸市松戸三丁目4番地5号の土地と建物

第2条 次の金融資産を、相続花子及び長男・相続子一郎（昭和44年4月4日生）に2分の1ずつ相続させる。

1. A銀行B支店の預金の全部

2. C銀行の貯金の全部

↓**相続人以外には「遺贈する」と書く。どこの誰か、特定できるようにする**  
第3条 D銀行E支店の預金を、山田花子（埼玉県川口市川口一丁目2番地3号。昭和45年4月5日生）に遺贈する。

↓**書き漏れの財産対策**

第4条 この遺言書に記載のない、**その他一切の財産**を、相続花子に相続させる。

↓**必要に応じて、遺産を渡す相手が先に亡くなった場合の対処**

第5条 妻・相続花子が、**遺言者の死亡以前に死亡（同時死亡を含む）した場合**には、妻へ相続させる財産を相続子一郎に相続させる。

↓**遺言執行者は指定しておく**

第6条 この遺言の執行者として、相続子一郎を指定する。

令和×年×月×日 ←西暦でもよい

千葉県松戸市松戸三丁目4番地5号

遺言者 相続父郎 ㊟ ←実印がよい

3900円で保管してもらえます。

なぜ法務局に保管してもらったほうがよいかというと、自筆証書遺言では「遺言書の検認」が大変だからです。

自宅などに保管してある**自筆証書遺言**は、**遺言者が亡くなった後、家庭裁判所で「検認手続き」**を行わなければなりません。

検認手続きでは、①遺言者の出生時から死亡時までの全ての戸籍謄本などを各本籍地の役所で取得して相続人の確定をし、②その相続人の戸籍謄本をそろえ、①と②を添付書類として、家庭裁判所に検認の申し立てをし、後日呼び出しの日に遺言書を持参しなければなりません。しかも、**封印してある遺言書を開封してはいけません。開封した場合、5万円以下の過料がかかる可能性**があるからです。

法務局に自筆証書遺言を預けてある場合は、この検認の手続きが不要になるため、比較的スムーズに遺言執行ができます。

多くの専門家は公正証書遺言を勧めますが、それは遺言書に不備がなく、遺言者の意思のとおり遺言執行ができるように、**と思っ**ているからです。

特に【図表2】の\*マークのものは公正証書遺言のほうが安心です。また、専門家を遺言執行者にしたほうがスムーズに進みそうなケースや、家族の手前、矢面に立って手続きしたくないなどの場合は、**専門家**を介して遺言書の作成をし（別途専門家への報酬がかかりますが）、**遺言執行者の依頼**を

しておきましょう。

## 遺言の作成の仕方と注意点

ここからは、遺言書の作成の仕方や流れについて見ていきましょう。

遺言書を作成後、遺言書に記載した財産を使ってよいのかと不安に思う人がいますが、大丈夫です。通帳を解約しても、新規で作っても、不動産を売却しても構いません。遺言書に記載されていても実際にはない財産は、なかったものとして扱います。反対に、遺言書の作成後に追加になった財産は対応できるように遺言書を作成しておく必要があります（次で説明します）。

## ① 自筆証書遺言の作成の仕方と注意点

自筆証書遺言は、字が消えないボールペンなどで全文を手書きしなければなりません。また、作成した年月日、署名、押印（実印）がベスト。スタンプ印の場合は無効になる）も必要です。この要件を満たしていないものは無効になります。とは言え、財産目録部分はパソコン作成でもよく、通帳のコピーや不動産の全部事項証明書などの添付でも大丈夫です。「財産目録Aを○○へ」と紐づければ少しは自筆で書く文字を減らせます。ただし、添付書類にはすべて署名、押印が必要のため、**怠ると無効**になってしまふ点は注意が必要です。訂正の仕方についても法律で決まっているため、間違えたら再度書き直したほうが安心です。なお、パソコ



## 執筆者の本

『読んで使える  
あなたのエンディングノート』

明石 久美 著

[水王舎、2020年9月、1,210円]



ンで作成して署名をする、録音、録画、夫婦連名で作成したものは遺言書として扱えません。

遺言書には、誰に、何を相続させるのか、書いていない財産（新規で通帳を作った、書き漏れていた財産など）があったら、誰に相続させるのか、遺言執行者は誰かなどを書き書いていきます【図表4】。

作成した遺言書は家族などが分かるように保管されていなければいだけですが、必要なら封筒に入れてのり付けします。ただし、家庭裁判所での検認の時まで開封できないため、不備がない遺言書でなければ相続人が困ります。なかには、封印せず遺言書を信頼できる人に預ける人もいます。

自筆証書遺言書保管制度を利用し法務局で保管してもらう場合は、事前に予約をしてそのままの状態で法務局に持参します。

## ② 公正証書遺言の作成の仕方

## (専門家をしない場合)

公正証書遺言を作成するには、まず遺言者が公証役場に予約をします。その後、必要書類（戸籍謄本や不動産登記事項証明書など予約時に言われたもの）を準備し、証人（立会人。利害関係者以外の人）になってくれる人を2名探して依頼をします。証人が見つからなければ、公証役場が依頼できる専門家を教えてくれます。

予約当日、遺言者が公証役場へ行き、公証人へ遺言内容を伝えます。後日、遺言書の下書きが出来上がったら公証役場より連絡

が来ますので、証人と公証人の予定を合わせ、訪問する日を決めます。

当日、証人と公証役場へ行き、公証人が遺言書を読み上げるのを聞き、その後、署名をします。その場で遺言書が渡されますので、費用を支払って終了です。なお、公証役場の手数料は3万円〜10万円のケースが大半です。

## ③ 公正証書遺言の作成の仕方

## (専門家をしない場合)

専門家をしないで作成する場合は、アドバイスを参考に相続対策や遺言内容を決めていきます。また、専門家が必要書類の取得（必ずではありませんが）や、証人や公証人とのやりとりを行ってくれます。

公証役場が遺言書の下書きを作成したら、専門家に渡され、その内容を遺言者が確認し、修正箇所がなければ、遺言者、公証人、証人が訪問する日を予約します。

当日、遺言者は公証人の前で遺言内容を口述します。すでに作成されている遺言書と内容が同じであれば、公証人が内容を読み上げ、その後、署名をすれば遺言書が手渡されますので、費用の支払いをします。

②との違いは、相続対策を考えた内容が盛り込めること、必要書類の取得と段取りは専門家が行ってくれること、公証人と初めであつた時に遺言内容を口述することです。

なお、アドバイスなら相続業務を行っている専門家（弁護士、司法書士、税理士、行政書士など）にもできますが、遺言書の原案

作成ができるのは弁護士と行政書士です。

その他、  
終活で行っておきたいこと

- 遺言書を作成してもしなくても、次の情報は分かるようにしておくこと安心です。
- 預貯金の口座情報（残額は伝えない）
- 家族が知らない不動産の住所
- 取引している証券会社の情報 取引残高 報告書の保管場所
- 加入している保険証券の保管場所
- 固定資産税や住民税など納税通知書の保管場所
- 契約変更が必要になる契約書の保管場所
- 解約・退会が必要な取引先の情報
- スマホ、パソコンのロック解除方法
- ネット取引している相手先、ID・パスワード、備考（定期購入の解約が必要など）

要するに、相続手続きをする時に困らないような情報がわかればよいのです。遺言書があつてもそこに記載された財産がすべてとは限らないため、家族は亡くなった人の財産について調べなければなりません。また、財産に関係ない手続きも行う必要があるため、その情報もあると家族は助かります。これらは情報が伝わればよいだけです。家族に口頭で伝えておくだけでも構いません。

また、遺言書を作成したら、遺言執行者に遺言者が亡くなった旨の連絡が必ず行くようにしておくことも大切です。